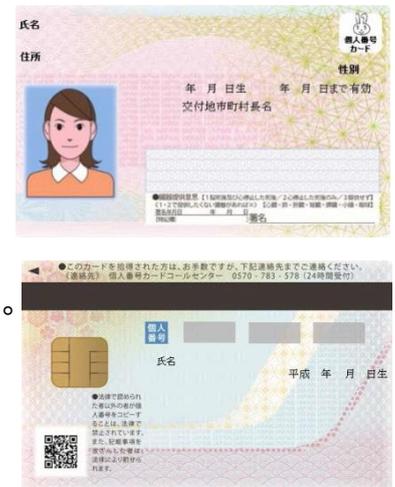


マイナンバーカード出張申請受付

市職員があなたの勤務先へ出向いて申請を受け付けます

～マイナンバーカード申請の流れ～

- (1) 企業等の団体において概ね5人以上の申請希望者（鯖江市に住所登録がある方）が見込まれる場合に鯖江市役所へ申込書を提出します。以下、「申込団体」といいます。
- (2) 申込団体と市役所との間で実施日を調整します。
- (3) 申込団体は市役所へ申請希望者名簿を提出します。
- (4) 申請希望者は当日までに裏面の必要書類を準備しておきます。
- (5) 当日、市役所職員が申込団体の指定する会場へ出向き、申請者の本人確認をし、申請受付（暗証番号設定依頼）を行います。（申請受付時間 一人当たり5分程度＋写真撮影時間）
- (6) 市役所がJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）に申請書を送付します。
- (7) 約1か月半後、マイナンバーカードが市役所に届きます。
暗証番号設定依頼書に基づき、市役所職員が暗証番号を設定します。
- (8) 申込団体の指定する会場で申請者本人にマイナンバーカードを交付します。
または、市役所から郵便で申請者本人あてにカードを送付します。



←マイナンバーカード見本



※マイナンバーカードは、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）で作成するため申請書の受付から交付までは、約1か月半かかります。

～申請にあたっての条件～

- 申込団体（鯖江市内に事業所を置く企業、地域団体等）から概ね5人以上の申請希望者（鯖江市に住所登録がある方）があること。
※この場合は鯖江市外に住所登録がある方も受け付けます。
- 申込団体が下記を行うことができること。
 - ・会場（屋内でコンセントがある場所）および机・椅子等の準備・片付け
 - ・団体・企業・事業所内での周知・広報

～本方式でマイナンバーカード申請が可能の方～

次のすべての条件を満たすことが必要です。

- (1) 申請者本人が当日会場に来ることができること。
- (2) 郵送・スマートフォン等でマイナンバーカードの申請をしていないこと。
※すでにマイナンバーカードの申請をしている方は、本方式では申請ができませんのでご注意ください。
- (3) 後日、マイナンバーカードを受領するため、申込団体の指定する会場で交付を受けることができること。または、郵送で受け取ることができること。

～申請希望者の必要書類～

当日マイナンバーカードの申請をする際の持ち物

- ① 通知カード・交付申請書（2015年11月ごろに送られたもの）
※通知カード・交付申請書を紛失した場合、記載された住所・氏名等に変更があった場合もマイナンバーカードの申請はできませんので、事前に市役所へご連絡願います。
- ② 写真は会場で市役所職員が撮影します。
(写真を持参する場合は、最近6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、無背景のもので縦4.5cm×横3.5cmのものをご用意ください。)
※写真の裏面には氏名、生年月日を記入して下さい。
- ③ 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
- ④ 本人確認書類（以下の組み合わせのうちいずれか）
 - ・「書類1のうち2つ」
 - ・「書類1のうち1つ+書類2のうち1つ」

書類1：運転免許証、住民基本台帳カード（写真付きのもの）、

パスポート、身体障害者手帳、療育手帳など 顔写真付き身分証明書

書類2：健康保険証、年金手帳、官公署が発行した許可証、社員証（氏名に加え生年月日もしくは住所が記載されたもの）など

※会場で本人確認書類をコピーさせていただきますので、ご了承願います。



←通知カード・交付申請書

【おもて面】

～マイナンバーカード取得のメリット～

- ・休日や夜間でも全国のコンビニエンスストアで住民票や所得証明書、印鑑証明書等の証明書が取得できます。
- ・所得税の確定申告など行政手続きのオンライン申請が利用できます。
- ・顔写真付き身分証明書として、行政機関や金融機関の窓口などで利用できます。
- ・令和4年9月末までに申請すると最大20,000円分のマイナポイントを取得できます。

マイナンバーカードで

- 1 いつでも
- 2 どこでも
- 3 かんたんに



問合せ 鯖江市役所 市民窓口課
(☎0778-53-2206)